令和6年　第2回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年2月28日

１　日　　時　　令和６年２月２８日（水）　午後３時００分～

２　場　　所　　甲斐市役所本館３階　大会議室

３　日　　程

日程第１　　議事録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第４号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の件
報告第５号　農地法第５条第１項第６号規定による届出の件
報告第６号　農地法第18条第６項の規定による届出の件
議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請の件
議案第５号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の件
議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の件
議案第７号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第８号　甲斐農業振興地域整備計画の変更の件

４　欠席委員　　４番 山本　重高 委員、１９番 神澤安行 委員

５　議事録署名委員　16番 中込勝彦 委員、17番 小宮山敏春 委員

６　職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長　　小宮山　尚
農業委員会事務局庶務係　窪田　友昭
農業委員会事務局庶務係　小宮山　貴之
農業委員会事務局庶務係　河野　慎

７　閉　会：　午後３時４０分

【事務局長】　それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和６年第１回の農業委員会総会を開催致します。
山本会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願いします。

【議長（会長）】　（あいさつ）

本日の出席委員は人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

（日程第１　議事録署名委員の指名）

【議長】　日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、16番中込委員と17番小宮山委員を指名致します。

（日程第 2　会期の決定）

【議長】　日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日１日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）
異議ありませんので、本日１日と決定致します。

（日程第３議事）
（報告第４号）

【議長】　報告第４号農地法第４条第１項第７号の規定による届出の件を上程致します。
事務局に番号１番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長
資料１ページをお願いします。
農地法施行令第３条第１項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会事務専決規程第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号１番　地図公図は１ページ、２ページになります。
島上条●●、面積 14 ㎡を甲斐市●●の●●さんが駐車場にするための転用の届出が出ています。
隣接の宅地と一体で利用します。
説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

（報告第５号）
【議長】　報告第５号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の件を上程致します。
事務局に番号 49 番から２番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長
資料２ページをお願いします。
農地法施行令第１０条第１項の規定により農地転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会事務専決規定第３条により専決処分をしましたので報告します。

番号 49 番、地図公図は３ページ、４ページになります。
島上条●●ほか２筆、合計面積 1250 ㎡を甲斐市●●の●●さんから甲府市●●の●●に所有権移転により宅地分譲 4 区画にするための転用の届出が出ています。
続きまして

番号 50 番、地図公図は 5 ページ、6 ページになります。
長塚●●、面積 295 ㎡を甲斐市●●の●●さんが、下にいきまして、長塚●●、面積 347 ㎡を甲斐市●●の●●さん共有者ほか 1 名が、下にいきまして、長塚●●、面積 312 ㎡を甲斐市●●の●●さんが、3 筆の合計面積 954 ㎡を甲斐市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 3 区画にするための転用の届出が出ています。
続きまして

資料 3 ページをお願いします。
番号 51 番、地図公図は 7 ページ、8 ページになります。
富竹新田●●、面積 360 ㎡を甲府市●●の●●さんが、下にいきまして、富竹新田●●、面積 1366 ㎡を神奈川県●●の●●さんほか共有者 2 名が、2 筆の合計面積 1726 を甲府市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 6 区画にするための転用の届出が出ています。隣接の雑種地と一体で利用いたします。
続きまして

資料 4 ページをお願いします。
ここからは、1 月以降受け付けたものになりますので新しく 1 番から始まります。
番号 1 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。
篠原●●ほか 1 筆、合計面積 247 ㎡を甲斐市●●の●●さんから甲府市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 1 区画にするための転用の届出が出ています。
続きまして

番号 2 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。
篠原●●ほか 7 筆、合計面積 3500 ㎡を甲斐市●●の●●さんから甲府市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 13 区画にするための転用の届出が出ています。
説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。
質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

（報告第６号）

【議長】　報告第６号、農地法第１８条第６項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号３番から４番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長

資料５ページをお願いいたします。

農地法第１８条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号３番、地図公図は13ページ、14ページになります。

下今井●●、面積295㎡。かし人が甲斐市●●の●●さん、かり人が甲斐市●●の●●さんです。

令和４年７月１日から３年間利用権設定されていましたが合意解約したものです。

解約届出日は令和６年１月23日です。

続きまして

番号４番、地図公図は15ページ、16ページになります。

宇津谷●●ほか１筆、合計面積1710㎡。かし人が甲斐市●●の●●さん、かり人が南アルプス市●●の●●さんです。

令和５年９月１日から５年間利用権設定されていましたが合意解約したものです。

解約届出日は令和６年２月５日です。

説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

（議案第４号）

【議長】　議案第４号、農地法第３条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号２番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長

資料 6 ページをお願いします。
番号 2 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。
竜王新町●●、面積 375 ㎡を甲府市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、田植機、ハーベスターです。
モニターの写真は西側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】　事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を　●番●●委員　お願いします。

【●番●●委員】　2 月 19 日に会長、●●推進委員、事務局で調査いたしました。
本来の接道が幅 90 ㎝の赤道しかなく、労働者不足のため、耕作放棄地となっていました。
受付人が隣地の耕作者であり、経営拡張の目的のため、隣地と一体
利用することによって耕作放棄地の解消に繋がるため、許可をお願いするものであります。

【議長】　次に　●●推進委員　に意見を求めます。

【●●推進委員】　2 月 19 日に表題に基づく現地調査を行いました。
数年前から荒廃地になっており、今回隣接地の畑を所有している
譲受人が経営地拡大の目的により該当農地を購入し、営農計画に基づく野菜等を栽培することで、遊休農地の解消が図られ、特段問題ないと考えられます。

【議長】　これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号２番を許可とすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。
続きまして事務局に　番号３番　の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長
番号３番、地図公図は19ページ、20ページになります。
大久保●●、面積542㎡を甲府市●●の●●さんから北杜市●●明の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、田植機、コンバイン、管理機です。
モニターの写真は北東側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を　●番　●●委員　お願いします。

【●番●●委員】　過日２月19日が現地調査日でしたが、私が都合悪く現地の立会いができませんでしたので、翌日の20日に私が現地を確認しました。
敷島団地の西にある介護施設の敷島荘の南で、7m の市道沿いであります。
現地は綺麗に管理され、いつも２人で手入れしている状況を確認しております。
甲府市●●の兄が高齢化のため、土地を管理することが大変で、３条の無償移転により、譲受人である北杜市に居る弟が約1ha の農地で年間200日従事している。耕作放棄地にしないために、いつも手入れされている土地であり、問題ないと考えます。

【議長】　次に　●●推進委員　に意見を求めます。

【●●推進委員】　現地を調査したところ、耕作されていることを確認しました。
兄弟で耕作しており、無償移転は問題ないと考えます。

【議長】　これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号３番を許可とすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。
続きまして事務局に　番号４番　の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長
番号４番、地図公図は21ページから23ページになります。
宇津谷●●ほか１筆、合計面積2842㎡を韮崎市●●の●●さんから韮崎市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地でブドウの栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、スピードスプレイヤー、乗用モア等です。
モニターの写真は●●番地の東側からと●●番地の東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】　事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を　●番●●委員　お願いします。

【●番●●委員】　この土地は昨年まで水田として耕作されており、現在はブドウを植えるように排水路の整備や棚が一部建っておりまして、特にブドウを作るということで問題ないと思います。
この水田は、旧双葉町時代に韮崎市穂坂町で行われた土地改良法による圃場整備で水田が整備されたその跡です。
すぐ隣が韮崎市と甲斐市の境界となっており、特に問題ないと思います。

【議長】　次に　●●推進委員　に意見を求めます。

【●●推進委員】　●●委員の説明通り、ブドウを栽培するために土を掘り起こして、進めておりますので、特に問題ないと思います。

【議長】　これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号４番を許可とすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。
それでは次の議案に移ります。

（議案第５号）

【議長】　議案第５号、農地法第４条第１項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号１番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長

資料７ページをお願いします。

番号１番、地図公図は24ページから26ページになります。

志田●●ほか１筆、合計面積999㎡を甲斐市●●の●●さんが駐車場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する３種農地と官公庁から300m以内の３種農地です。

隣接の●●からの要望で職員用の月極駐車場を24台整備する計画です。

排水については砕石敷きのため自然浸透です。

資金証明、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等から問題ないと思われます。

写真は●●番地の南東側からと●●番地の南東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を　●番●●委員　お願いします。

【●番●●委員】　両方とも駐車場にするということで、506の方は住宅が近く、もう一つの方は田んぼの中ということですが、転用目的が駐車場ということで特に問題ないと思います。

【議長】　次に　●●推進委員　に意見を求めます。

【●●推進委員】　●●の農地については、付近は造園業者の植木場や一般住宅が混在する区域内にあります。

また、●●については警察署東側で、水田が広がっている区域内の農地になっています。

いずれも転用目的が貸し駐車場ですので、付近の農地に影響はないと思います。

【議長】　これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号１番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。
それでは次の議案に移ります。

（議案第６号）

【議長】　議案第６号、農地法第５条第１項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号５番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長
資料８ページをお願いします。
番号５番、地図公図は27ページ、28ページになります。
宇津谷●●、面積878㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●に使用貸借により駐車場にするための転用の許可申請が提出されました。
申請地は、一団の農地規模が１０ha以上の１種農地です。
１種農地は通常、転用ができない農地ですが、いくつか例外規定が定められています。
今回の案件については、集落に接続して設置される業務上必要な施設で、法人本拠地から概ね２Ｋｍ以内での転用事業は例外として認められています。
施設を既存の事業敷地に増設するため、現在の従業員駐車場が利用できなくなることから新たに駐車場を整備する計画で、駐車予定台数は33台です。
排水については、砕石敷きのため自然浸透の計画です。
資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。
モニターの写真は北東側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を　●番●●委員　お願いします。

【●番●●委員】　●●に隣接する農地は、施設の手前にある農地は、施設入居者が農業体験用に使っている農地ということで、すぐの隣接地に駐車場を設けるのではなく、一筆離れた場所を駐車場にしたいということで今回申請が上がって来てます。
場所としては特に問題ないと思いますが奥側の農地に、施設としては農業用の倉庫という形で、かなり大きめの物が置いてある状況が見受けられるが、入居者の農業体験用の器具が入っているのなら良いが、施設用として使っている倉庫なら、その農地の利用方法について、再度検討してもらえるように、若しくは農業委員に相談してもらうように思います。
　先ほど事務局から説明があったように、距離的には何ら問題ないと思いますので、この案件について異議はないと思います。

【議長】　次に　●●推進委員　に意見を求めます。

【●●推進委員】　●●副会長から説明があったように、駐車場ですので別に異常はないと思います。

【議長】　これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

　質問がないようでございます。
　番号５番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
　（異議なしの声）
　異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。
　次の議案に移ります。

（議案第７号）
【議長】　議案第７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。
　事務局に利用権設定の番号４番から８番の説明を求めます。

【事務局】　はい、議長
　資料９ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です。

番号4番、地図公図は29ページ、30ページになります。
竜王●●、面積514㎡を甲斐市●●の●●さんが甲府市●●の●●さんに畑を3年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。
野菜の栽培を予定しています。賃借料は10アール当たり●●円です。
続きまして

番号5番、地図公図は31ページから33ページになります。
竜王●●ほか2筆、合計面積1650㎡を神奈川県●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。
畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は10アール当たり●●円です。
続きまして

番号6番、地図公図は34ページから35ページになります。
竜王●●ほか1筆、合計面積1336㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を7年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。
畑として利用し、野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。
続きまして

資料10ページをお願いします。
番号7番、地図公図は36ページから39ページになります。
大久保●●ほか1筆、合計面積4304㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を10年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。
果樹の栽培を予定しています。賃借料は●●です。
続きまして

番号8番、地図公図は40ページから42ページになります。
竜王●●ほか1筆、合計面積2733㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を2年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。
水稲の栽培を予定しています。賃借料は10アール当たり●●円です。
説明は以上です。

【議長】　事務局の説明は以上です。
この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。
質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号４番から８番を承認することに決定致します。
それでは次の議案に移ります。

（議案第８号）

【議長】　議案第８号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を上程いたします。事務局より説明をお願い致します。

【事務局】　はい議長
農業振興地域整備計画につきまして、甲斐市長より意見聴取の依頼がありました。
農業振興地域の整備計画は、農林振興課農林総務係で事務を行っておりますので、内容説明については農林総務係職員の入室を認めていただき、担当職員より説明をさせていただきたいと思いますのでお願いします。

【議長】　事務局から、担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます

それでは、説明をお願い致します。
【農林総務係、説明】

【農林総務係】　はい、議長。農林振興課農林総務係長の高橋です。こちらが、係員の清水です。
それでは、議案第８号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。説明は担当の清水が行います。
担当の清水です。説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。
最初に資料の確認をさせていただきます。資料については、事前に農業委員会の資料と一緒に送付させていただきました。農業振興地域制度の概要という冊子が一部、令和５年度甲斐農業振興地域整備計画の変更について「農用地区域除外位置図」という別冊が一部、以上です。よろしいでしょうか。

さて、本市において、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。

去る、２月１３日、現在の経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により計画を見直す必要があることから、農業振興地域整備推進協議会を開催させていただきました。協議会は、市に関係する農協の組合長、土地改良区の理事長、農業委員会の会長、副会長が構成員となっており、御審議いただきました。協議会としては、今回の農振計画の変更について問題が無いとの答申をいただきました。

本日は、農振法施行規則第３条の２第１項の規定により、農業委員会に意見を求めることと定められておりますので、農振計画の変更について説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料１ページ、農業振興地域制度の概要ですが、
１つめ、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。
２つめ、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。
３つめ、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。
市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

続きまして、資料２ページの甲斐農業振興地域整備計画の随時見直しに係る変更についてをご覧ください。１経過、
甲斐市下今井●●番地については、都市計画法上の用途地域に指定されている農地であります。当該農地を転用し、個人住宅の建築を考えている者からの相談により、当該農地が農振農用地となっていることが判明しました。
制度上、用途地域と農振農用地は重複し得ないものであり、用途地域設定時に、事務手続きの錯誤により農振農用地から除外されなかったものだと考えられます。２随時見直しの必要性について、当該農地の農振農用地からの除外については、総合見直しにおいて実施する予定でしたが、転用事業者から早急に処理をして貰いたい旨の申出があ

ったため、随時見直しとして個別に処理します。３処理スケジュールについては資料のとおりとなります。

資料３ページは今回農振農用地から除外する農地の情報であります。

続きまして、Ａ３用紙の資料４ページをご覧ください。
赤枠の部分が当該農地であります。

また、別冊の「農用地区域除外位置図」については、当該案件の位置図となっており、位置、形状、地番を掲載させていただいております。

なお、農振除外については、今後、山梨県との本協議を行い、今年の３月上旬に公告・縦覧を行う予定であります。その後、農地転用に関する申請によりご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。
説明は、以上となります。

御質問、御意見がございましたら、この後お受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】 担当からの説明は以上です。
これより質疑に入ります。何か質疑等ございますか。

【●●推進委員】 説明の件は市のミスということなのか。
また、固定資産はどうなるのか。

【事務局長】 只今のご質問ですが、用途地域と農振地域のちょうど境目だったということで、手続きのミスがあったということでご理解いただきたい。
また、固定資産については、地目が同じ農地なので、今回は関係しないところです。

【議長】 他にご質問等ございますか。
質問がないようでございます。
本案件を同意することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議がないようですので、本案件を同意することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年3月28日

議事録署名委員　16番

議事録署名委員　17番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係　　小宮山　貴之